

ネットで手軽に確定申告

立春が過ぎると毎年恒例、確定申告の時期となる。適正な節税や払い過ぎた税金還付の機会を逃す手はない。税務署に向いて専用紙をもらい手書きするよりも、パソコンとネットを活用して、お金も時間も上手に節約しよう。

伊藤 華子=フリーライター

● 所得税の確定申告とは

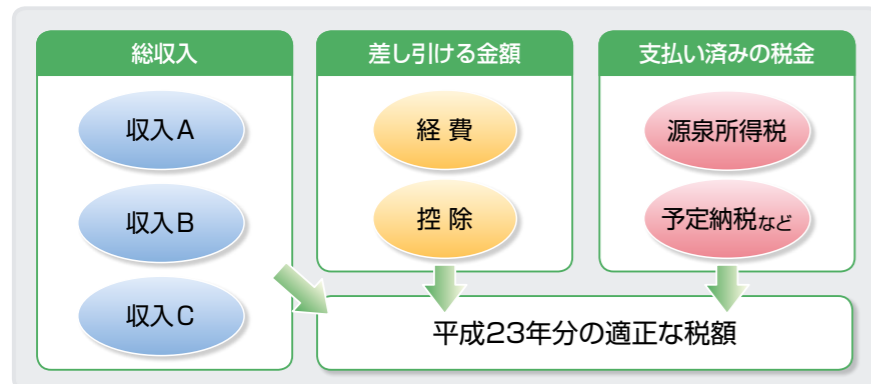


図1 所得税の確定申告とは、1年間に得た総収入から、税法上認められる経費や控除を差し引き、すでに支払った税額があればそれも加味した上で、適正な税額を自己申告する手続きのこと

● 所得税の確定申告が必要な人／確定申告する方がよい人

- 確定申告が必要な人 (<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/qa/02.htm#q01>)
- 小売業、サービス業、農林水産業、製造業などの事業所得がある人(個人事業主)
- 給与の年間収入金額が2000万円を超える
 - 給与を1カ所から受けていて各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
 - 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている
 - 東日本大震災などの際、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
 - 在日外国公館勤務や家事使用人などで給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されない
- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える、退職所得がある、など

- 確定申告する方がよい人 (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/shoto302.htm>)
- 平成23年分として支払った医療費が高額である
 - 生命保険、地震保険など、一定額を超える保険料を支払った
 - 高額の寄付をした
 - 災害や盗難などで資産に損害を受けた
 - マイホームを取得した、増改築をした、など

● 確定申告の大まかな流れ



図3 確定申告はこのような段取りで進める。決算書および確定申告書といった提出書類は、手持ちのパソコンとプリンターで作成できる

最初に、確定申告の概要をまとめておく。一般に知られているのは、この記事で扱う「所得税」の確定申告だろう(図1)。所得税額の額に応じて住民税や健康保険料の額も決まるので、所得税は基本の税目だ。ただ、消費税や贈与税など所得税以外の税目でも、確定申告が必要な場合がある。また、例えば平成23年分では東日本大震災に関する特例があるなど、税制の細部は毎年異なる。国税庁「確定申告特集」のWebページなどをチェックし備えたい。

確定申告の基本を知ろう

日本の納税は「申告納税制度」による。つまり、収入を得た人自身が1年分の所得金額とその額に応じた税額を計算し、確定申告することで自発的に納税する仕組みだ。

確定申告が必須か、必須ではないがした方が得かといった判断は、個人により異なる(図2)。組織に属さず自分で事業を営んでいる人(個人事業主)は、確定申告が必要だ。

これに対し、会社などに勤めている人は、「源泉徴収」の制度により、各種税金や健康保険料が毎月の給料から「天引き」されている。会社が社員に代わり申告しているのだ。この場合、個別の事情には「年末調整」で対応するが、さらに確定申告が必要な場合や、申告により払い過ぎた税金が還付される場合がある。

確定申告の段取りは図3で示した。

必要書類の準備は、この記事の説明を一通り読み、操作してからでも問題ない。個人事業主なら青色と白色の区別も知っておこう(図4)。青色申告は届出により選択する。届出はできれば事前に済ませたいが、申告時でも可能だ。一定の条件を満たし、利益が出れば節税効果がある。

● 申告の種類と特別控除の金額

申告の種類	特別控除額	備考
青色申告	65万円	次の条件を満たす場合に65万円特別控除を受けられる ・不動産所得または事業所得がある ・所得に係る取引を複式簿記により記帳している ・貸借対照表と損益計算書を添付し、期限内に申告する
	10万円	65万円控除の要件に該当しない場合や、現金主義を選択している場合など
白色申告		特別控除なし

図4 青色申告を選択していれば、一定条件を満たす場合に特別控除を受けられる。個人の事業所得者などが健全な経営をすれば節税できる仕組みだ。サラリーマンの還付申告には適用されない

国税庁のサイトで申告書類を作ろう

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用した書類の作成手順を説明する。まずは確定申告特集のページから、「トップ画面」へと移動しよう(図5、図6)。書類の提出方法は書面を選ぶ。もう一つの選択肢、電子申告の説明は割愛する。

続いて、前述のWebブラウザやPDF環境など、手順をスムーズに進めるための環境を確認する。

作成書類を適切に選ぶ

手順の進み具合は、画面上部のチャートで分かる。図7は、税目と作成書類を選択する手順だ。

個人事業主の確定申告に必要な決算書は最上段のボタンから、それに基づく確定申告書は2番目のボタンから作成する。給与所得者が還付申告する場合は、2番目の「所得税の確定申告書作成コーナー」だけで済む。

この後は、選択した書類に応じた作成画面に切り替わる。ここでは、個人事業主の所得税の確定申告に必要な決算書と確定申告書の作成手順を追ってみよう。図8の画面で書類の提出方法を改めて指定するとともに、青色と白色の区別も指定する。65万円控除を受けるなら図8の通り

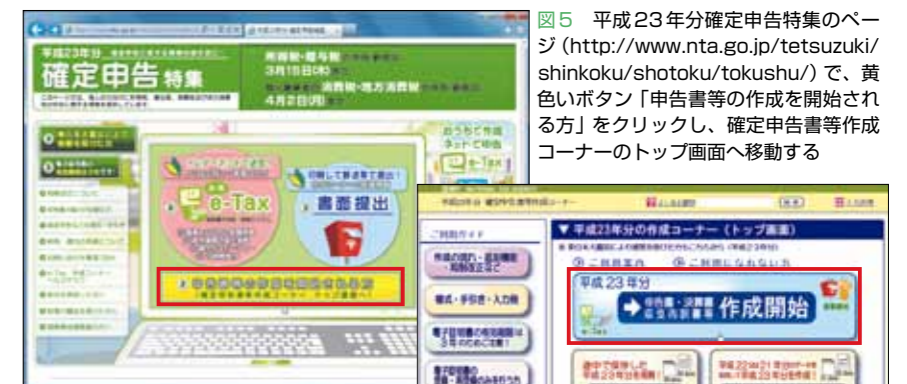


図5 平成23年分確定申告特集のページ (<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>) で、黄色いボタン「申告書等の作成を開始される方」をクリックし、確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ移動する

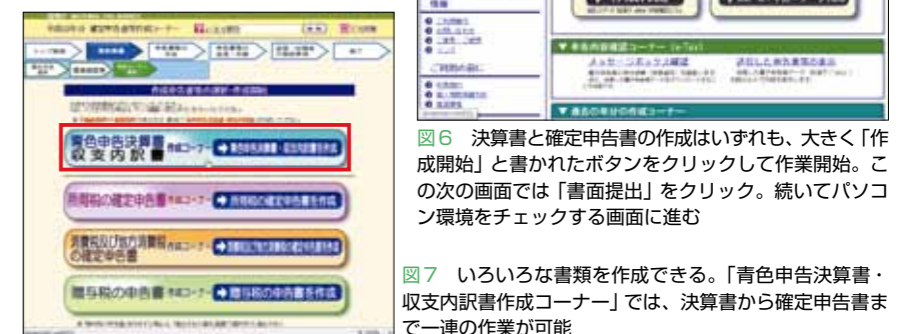


図6 決算書と確定申告書の作成はいずれも、大きく「作成開始」と書かれたボタンをクリックして作業開始。この次の画面では「書面提出」をクリック。続いてパソコン環境をチェックする画面に進む

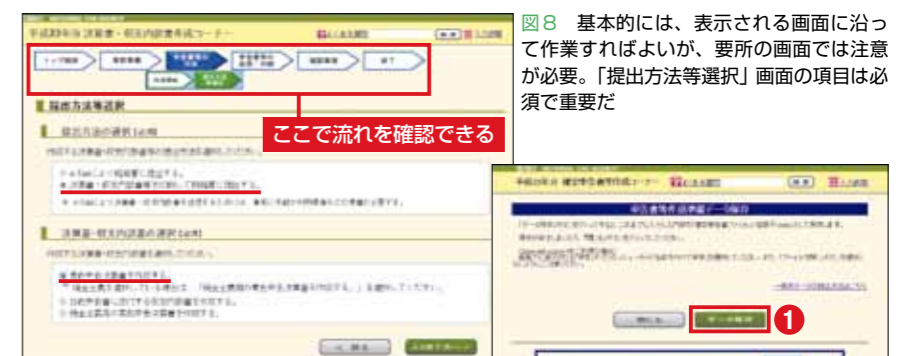


図7 いろいろな書類を作成できる。「青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー」では、決算書から確定申告書まで一連の作業が可能

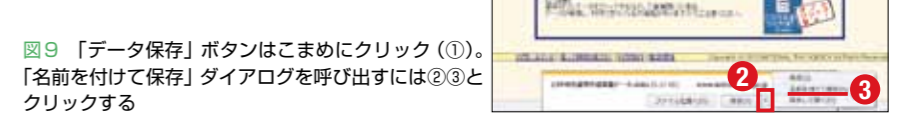


図8 基本的には、表示される画面に沿って作業すればよいが、要所の画面では注意が必要。「提出方法等選択」画面の項目は必須で重要だ

図9 「データ保存」ボタンはこまめにクリック(①)。「名前を付けて保存」ダイアログを呼び出すには②③をクリックする